

オンライン宿泊予約サービスと連携したリトリートプラン造成・販売促進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

オンライン宿泊予約サービスと連携したリトリートプラン造成・販売促進事業

2 業務目的

「リトリート＝群馬」の認知拡大及び新たな顧客層の獲得を図ることを目的として、「日常から離れてゆったり心と身体を癒し、自分をリセットする旅」を共通コンセプトとする宿泊プランの造成・販売を支援する。併せて、ヨガ・瞑想、自然体験、健康食、アロマ・エステ、デジタルデトックス等、リトリート本来の意義に近い要素を取り入れた高付加価値プランの造成を推進し、県内のリトリートプラン造成施設数及びプラン利用者数の増加に結びつける。

3 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

(1) 実施期間（予定）

- ・プラン対象期間 : 令和7年10月以降チェックイン（準備が整い次第順次）
- ・プラン予約期間 : 令和7年10月から（準備が整い次第順次）
- ・サイトへのプラン掲載期間 : 令和7年10月以降（準備が整い次第順次）
- ・サイト内特集ページ掲載期間 : 令和7年11月上旬～

※サイト内特集ページの掲載期間の具体的な始期はプラン販売状況を見て県と協議の上、決定するが、露出強化期間最低8週間以上とする。

※特集ページ及び特集ページから遷移するプラン一覧ページについては、露出強化期間終了後も可能な限り公開すること。

(2) 自社サイト内でのリトリートプランの広報宣伝

- ①県内リトリートプランの販売を強化し、誘客を促進するため、自社の旅行予約サイト内に群馬県のリトリートプランをPRする特集ページを掲載すること。
- ②特集ページ内に対象プランへのリンクを掲載し、宿泊予約への誘導を図ること。
- ③特集ページのコンテンツ及びデザインは、群馬県でのリトリートの過ごし方を効果的に訴求できるようなものとし、デザインや構成については、県と随時協議の上、決定すること。
- ④特集ページの認知を促進するため、特集ページへの効果的な誘導を提案すること。
例) 閲覧数の多いページへのバナー掲載、各種媒体での広告宣伝 等

(3) リトリートプランの造成

- ①自社サイトに参画している宿泊施設に事業内容を周知し、「リトリートプラン」の造成を支援する。また、造成されたプランを自社の旅行予約サイトへ掲載する。
- ②宿泊プランは別添1「リトリートプラン造成・販売について」に記載の要件を満たすものとし、県

が制作するプラン例をもとに、自社のノウハウを生かしたプラン例を数点作成し、宿泊事業者へそれらのプラン例を提示しながら、プラン造成を促進すること。

※プラン要件については、受託者等と協議の上、今後変更する可能性がある。

- ③リトリートプランについて、本契約期間終了後も各宿泊施設が継続して造成・販売するような工夫をすること。

※契約期間終了後もオンライン宿泊予約サービス上で継続して販売しているプランについては、県の観光公式サイトや県が出展するイベントでPRする想定。

- ④プラン造成の目標件数を提案すること。

(4) プラン造成・販売状況についての定期報告

月1回以上、以下項目について県に報告する。

【必須項目】

- ・プラン造成施設数
- ・プラン予約総件数・総人数・総人泊数
- ・泊数別予約件数・人数
- ・プラン販売件数・人数・人泊数（チェックアウト済分）
- ・泊数別販売件数・人数（チェックアウト済分）
- ・予約・販売属性（予約人数・流通額・居住地・性別・年齢層）

【システム上、可能な範囲で報告する項目】

- ・施設別販売数
- ・エリア別販売数

※企画提案書で、共有可能項目と不可能項目を明示してください。また、公開可能項目と不可能項目を明示してください。

(5) リトリートプラン利用者の傾向分析

自社サイト内でリトリートプランの予約者の属性や動向・購買傾向データを分析し、県及びプラン造成施設へのフィードバック・アドバイスを実施すること。

(6) 自由提案

リトリート宿泊プランの誘客促進のみならず、県内観光消費全体を高める手法等、応募者独自の企画提案があれば記載すること。

（なお、本提案に要する経費は契約金額に含むものとする）

5 実績報告書及び成果物の提出

全ての業務完了後、本業務の実施内容について取りまとめ、県に「実績報告書」（任意様式）を提出し、検査を受けるものとする。なお、「実績報告書」には以下の内容を含めること。

- ・本仕様書「4 業務内容」の（4）に記載している【必須項目】の契約期間中の累計数値
- ・プラン販売期間中の県内エリア別の宿泊予約実績、宿泊実績（宿泊人数・宿泊数・流通額）
- ・本仕様書「4 業務内容」の（5）の分析結果
- ・サイト内特集ページのページビュー数

- (1) 納品形態
電子ファイル（Microsoft PowerPoint 形式及び PDF 形式もしくは県が適当と認めたファイル形式）
- (2) 納品場所
群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課
- (3) 提出期限 令和8年3月31日（火）

6 著作権等の扱い

- (1) 本業務の実施に伴い、新たに作成された成果物及び制作過程において、新たに作成された素材に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）、知的財産権については、県が保有するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している素材や受託者のサイトに掲載する特集ページについてはこれに当てはまらない。
- (2) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (3) 成果物である実績報告書に記載されたデータや受託者のサイトに掲載する特集ページについて、県が使用するプレゼンテーション資料等への掲載など、県が実施するリトリート推進に関する広報等に利用する場合は、事前に受託者に許諾を得たうえで、利用できるものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までに県に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、群馬県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に群馬県の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、受託者に帰属するものであること。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではないこと。
- (7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。
- (9) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用したものであり、業務で使用した帳票類は翌年度から5年間保管すること。